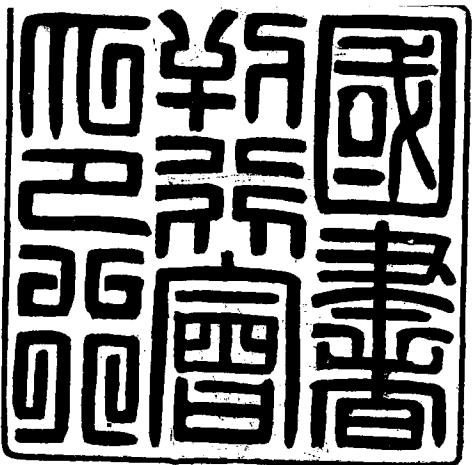


通航一覽

第六



通航一覽第六目次

卷之二百二十六……………一頁

唐國浙江省寧波府、部二十二、○漂着、○御用物持渡并入津給牌、

卷之二百二十七……………二

唐國江蘇省蘇州府、部二十三、○僧渡來住職、○御答筋、○醫師渡來、○御用物持渡并信牌願、

卷之二百二十八……………三

唐國江蘇省蘇州府、部二十四、○御用物持渡并信牌願、

卷之二百二十九……………三七

唐國江蘇省蘇州府、部二十五、○漂流、

卷之二百三十……………四

唐國江蘇省蘇州府、部二十六、○漂着、

卷之二百三十一……………六

唐國江蘇省蘇州府、部二十七、○漂着、

卷之二百三十二……………七

唐國江蘇省蘇州府、部二十八、○漂着、

卷之二百二十三……………八

唐國江蘇省蘇州府、部二十九、○漂着、

卷之二百三十四……………九

唐國江蘇省蘇州府、部三十、○漂着、

卷之二百三十五……………一〇

唐國盛京統部滿洲、山丹、部三十一、○漂流、

卷之二百三十六……………一一

唐國盛京統部滿洲、山丹、部三十二、○漂流、○產物、

卷之二百三十七……………二四

唐國盛京統部、滿洲山丹部三十三、○地理風俗、

卷之二百三十八……………二六〇

唐國北部三十四、止、○政令等御尋、○漂着、

卷之二百三十九……………二七

阿蘭陀國部一、○入津通商、

卷之二百四十……………二八四

阿蘭陀國部二、○呈書御返簡并使者拜謁、
附不時獻上物、

卷之二百四十一……………二九七

阿蘭陀國部三、○拜禮獻上、

卷之二百四十二……………三二

阿蘭陀國部四、○拜禮獻上、

卷之二百四十三……………三二九

阿蘭陀國部五、○拜禮獻上、○御暇賜物并御法令、

卷之二百四十四……………三三六

阿蘭陀國部六、○平戶商館并出島館、附鹽硝藏通詞等

卷之二百四十五……………三三九

阿蘭陀國部七、○商賣規定并御用物等、

卷之二百四十六……………三四〇

阿蘭陀國部八、○御奉公筋、

卷之二百四十七……………三六〇

阿蘭陀國部九、○御奉公筋、

卷之二百四十八……………三六九

阿蘭陀國部十、○御奉公筋、○御尋筋、

卷之二百四十九……………三〇六

阿蘭陀國部十一、○御答筋、

卷之二百五十……………三二六

阿蘭陀國部十二、○術藝并上覽、○雜事、

卷之二百五十一……………三四

阿蘭陀國部十三、止、○漂着并難船破船拔方、

卷之二百五十二……………三三六

諸厄利亞國部一、○渡來御朱印并呈書御返簡、

卷之二百五十三……………三四八

諸厄利亞國部二、○異船燔沉、○渡來禁制、

卷之二百五十四……………三五五

諸厄利亞國部三、○渡來禁制、

卷之二百五十五……………三七七

諸厄利亞國部四、○渡來禁制、

卷之二百五十六……………三九八

諸厄利亞國部五、○狼藉始末、肥前國長崎、

卷之二百五十七……………四〇九

諸厄利亞國部六、○狼藉始末、肥前國長崎、

卷之二百五十八……………四三三

諸厄利亞國部七、○狼藉始末、肥前國長崎、

卷之二百五十九……………四四四

諸厄利亞國部八、○狼藉始末、肥前國長崎、

卷之二百六十……………四四六

諸厄利亞國部九、○狼藉始末、肥前國長崎、

卷之二百六十一……………四四五
 諸厄利亞國部十、○狼藉始末、常陸國大津濱、
 卷之二百六十二……………四四五
 諸厄利亞國部十一、其○狼藉始末、常陸國大津、
 陸奥國九月、薩摩國寶島

卷之二百六十三……………四七四
 東埔寨國部一、○御書呈書并通商貢獻拜禮
 等、

卷之二百六十四……………四八二
 東埔寨國部二、止、○御書呈書并通商貢獻拜
 禮等、○渡海御朱印、○漂着、

卷之二百六十五……………四九一
 暹羅國部一、○渡海御朱印、

卷之二百六十六……………五〇〇
 暹羅國部二、○渡海、

卷之二百六十七……………五〇〇
 暹羅國部三、○渡海、○御書呈書并通商貢
 獻使者拜禮等、

第六目次終

通航一覽卷之二百二十六

唐國浙江省寧波府部二十二

按するに、寧波府は、東西二百十四里、本邦里法に約し三十五里二十四町なり、下是、南北二百八里あり、東定海に出て、蛟門虎蹲天設の險あり、西は紹興府の餘姚縣に接し、南は台州府の寧海縣に界ふ、北は海岸にして高麗を控へて、商船の往來絶えず、物貨豐衍なり、禹貢には揚州の域たりしか、其後郡縣しは、變革して、唐の開元二十六年、この地の境に四明山あるをもて、明州と改め、宋の紹熙五年升て慶元府とし、明にまた明州府と改め、洪武五年にいたりて寧波府と改め號すと、清一統志にしるす、此府本邦に渡海の津にして、唐山いつれの地よりも來りて順風を待、船を出すなり、また古へ本邦よりも渡唐の船此地に着岸せしよし、この港人戸數萬、富豐繁榮なり、山に金木鳥獸の般、水に魚鹽珠蚌の錯ありて、海陸珍異聚り、衣冠文物福建廣東に甲たりと、清一統志及び落穂雜談一言集にのす、北窓雜筆に、寧波に媽祖廟

あり、殿前に踊臺を造り置、旅人商客海上安全のため、毎歲祭ありて踊をなす、役者五色の衣服を着、人數十人相列して、唐宋の間の故事をなすよし載す、産物は杭州府に同じければ略す、
 漂着

元祿十一戊寅年正月三日、寧波府の商船、肥前國五島た、ら島に破船し、修補のため長崎より職人等呼下しを願ふ、但乗組のものは長崎に護送す、文化四丁卯年正月七日、長崎渡來の寧波府船、下總國銚子浦に海上郡に漂ひ、書を贈りて挽船を請ふ、よて御代官瀧川今詳ならず、小右衛門かの地にわたる、後長崎護送の事、

元祿十一戊寅年二月十一日、五島た、ら島にて破船の唐人共口書の和解
 一私共船於寧波、唐人數六十人乗組、去冬十二月廿五日に出船仕申候處に、於洋中當正月二日に逆風に逢ひ、帆并楫を損し、夜中の儀にて御座候に付、東西を見分け不申、水主共船を乗留可申とて働申候内、右人數の内三人帆にまとはれ、海中に被吹落死骸相見え不申候、翌三日に漸五島の山を見かけ申候に付、何とぞ風難を凌ぎ、船をも無恙乗取可申

と仕候得共、西風強く、五島領た、ら島被吹付、船底損し、尤船も瀬方に乗上水込に罷成、荷物も漸と濡申候に付、無是非瀬方の船中の者走上、船箇に積居申候荷物の分取揚申候得共、大分あか水込入申候に付、船も乗出し申儀罷成不申、とやかく仕候内、五島漁夫其遠方より見かけ注進いたし候故、段々警固の人々被馳參、稠敷私共并荷物船共に御守有之候、右た、ら島難所にて、其所々水會て無之候に付、二里程相隔候戸樂と申島に、私共五十七人并取揚置候荷物共に、同十八日に引移し被成、かり屋を數十間御構、大勢檢使衆被差出、日夜御警固にて御座候、本船はた、ら島の水込に成居申候に付、即時に浮へかた、其儘にて稠敷御番人を御添被召置候、夫より數日の間本船を浮へ申方便無御座候に付、達て長崎表より船大工石灰師共呼請、船底を修覆致し申たくと奉願候得は、御慈悲の上、大工石灰師共被差遣被下、則た、ら島にて船底假に修覆を加へ、船を乗浮へ被下候、然共其分にては荷物を本船に積申候儀難成、空船にて長崎に送届被下候様に、奉願、人荷物の分は、日本船に御積移

し、一刻も御急ぎ、長崎に送可被下儀申上候得は、此度荷物不殘、并五十七人の内三十六人今日送届被下候、殘て二十一人は、本船未五島に有之候に付、爲見分相殘居申候、本船并殘居申候唐人共は、順風次第御當津に送届被下筈にて御座候、此度漂着の様子、於公庭嚴密に御吟味被仰付候段御尤至極に奉存候、其上五島より日本船にて送届被下候荷物迄も、一々御改可被下候處に、少しも相違無御座、重々難有御事に御座候、且又私共儀、大方年々御當地に爲商賣渡海仕候者共に、御座候得は、日本御禁制の邪宗門の者、并書簡道具等に至る迄、隨分於寧波吟味を相逐、少も御法度の品々積渡不申候、右五島領に漂着仕候より外に、日本の地何國にも船寄せ不申候、後日に違犯の儀被爲聞召候上は、一船のもの如何様の罪科にも可被仰付候、爲其口書相認連列仕差上申候、

元祿十一年戊寅二月十一日

寧波船頭	王 懋 功	脇船頭	劉 上 鄉
財副	王 天 宿	客	程 護 之
舵工	奚 鳳 雲	總管	徐 小 魏

右の通、破船の船頭并客役者共差上申候口書、和け差上申候、以上、

唐 通 事 目 付 唐 通 事 共

同年同月廿五日、五島に相殘、此度送參候二十一人の唐人共口書の和解

一私共船於寧波、唐人數六十人乗組、去冬十二月廿五日に出船仕申候處に、於洋中當正月二日逆風に逢ひ、帆并棹を損し、夜中の儀にて御座候に付、東西を見分不申、水手共船を乗留可申とて働申候内、右人數の内三人帆に纏はれ、海中に被吹落、死骸相見え不申候、翌六日に漸五島の山を見かけ申候に付、何とぞ風難を凌ぎ、船をも無恙乗取可申と仕候得共、西風強く、五島領た、ら島被吹附、船底損し、尤船も瀬方に乗上、水込罷成、荷物も漸々と濡申候に付、無是非瀬方の船中の者共走上、船箇に積居申候荷物の分取揚申候得共、大分あか水込入申候に付、船も乗出し申儀罷成不申、とやかく仕候内、五島漁父共遠方より見かけ注進いたし候故、段々警固の人々馳參、稠敷私共并荷物船共御守有之候、右た、ら島難所にて、其所々水會て無之候に付、

二里程相隔候戸樂と申島に、私共五十七人并取揚置候荷物共、同六日に引移し被成、假屋を數十間御構、大勢檢使衆被差出、日夜御警固にて御座候、本船はた、ら島の水込成居申候に付、即時浮へかた、其儘にて稠敷御番人を御添被召置候、夫より數日の間、本船を浮へ申方便無御座候に付、達て長崎表船大工石灰師共呼請ひ、船底を修補致し申度と奉願候得は、御慈悲の上、大工石灰師共被差遣被下、則た、ら島にて船底假に修補を加へ、船を乗浮へ被下候、然共其分にては荷物を本船に積申候儀難成、空船にて長崎に送届被下候様に、奉願、人荷物の分は、日本船に御積移し、一刻も御急ぎ長崎に送可被下儀申上候得共、先達荷物不殘、并五十七人の内三十六人御當地に送届被成、私共二十一人は船具等の儀能存たるものにて御座候に付、五島に相殘、順風を待本船に相添此度送被遣候、然共風不順に御座候故、本船は未挽届不被申、私共計日本船に御乗せ、先に御當地に來着仕候、本船は順風次第、近々挽届可被下と奉存候、扱又漂着の様子、於公庭嚴密に御吟味被仰付候段、御尤至極奉存候、且

又先頃送參候荷物の外に、私共手廻并船道具等積參候、一々御改被下候處に少も相違無御座候、重々難有御事に御座候、勿論私共儀、大方年々御當地に爲商賣渡海仕候もの共にて御座候得は、日本御制禁の邪宗門の者、并書簡道具等にいたる迄、隨分於寧波吟味を相違、少も御法度の品々積渡不申候、右五島領に漂着仕申候より外、日本の地何國にも船寄せ不申候、後日違犯の儀被爲聞召上候は、一船のもの如何様の罪科にも可被仰付候、爲其口書相認、連判仕差上申候、

元祿十一年戊寅二月廿五日

船頭 王 懋功 客 張 虎 臣
夥長 鄭 汝 輝

右の通、破船の客役者共差上申候口書、和解差上申候、以上、

唐通事 共以上、華夷變態、
文化四丁卯年正月七日、下總國銚子浦に長崎渡來の寧波船漂着、

本船于去年十一月廿九日在唐山開駕、於十二月十

一日遇西北大暴風、漂流貴地、通船八十九人、本船現在米水俱無、本船係往日本國長崎島貿易、伏望貴國王上即日速賜小船八十艘、捧進港内、相救得生、則感不淺矣、

文化四年正月初七日

寧波船主牌照 鄭 朗 伯 行商船主 王 永安
同 楊 玉 亭

同二月十二日、通船人名開後

計開

船主 王宗鼎年三十五歲 仁和人 ○同 楊玉亭年五十八歲 蘇州人 ○財副 孫均南年二十六歲 江寧人 ○夥長 李華使年四十八歲 同安人 ○總管 吳得勝年三十九歲 福清人 ○舵工 林海祥年四十六歲 海澄人 ○同 何甫使年四十三歲 同 ○目侶 莊水使年三十八歲 龍溪人 ○郡寶郎年四十四歲 鄞縣人 ○楊德勉年三十三歲 福清人 ○許光耀年三十五歲 晉江人 ○林我財年二十九歲 福清人 ○陳金魁年二十九歲 平和人 ○魏光憲年三十七歲 晉江人 ○林元乾年四十歲 福清人 ○楊德振年四十六歲 同 ○謝有福年三十三歲 龍溪人 ○楊德發年三十三歲 福清人 ○王和使年三十四歲 同安人 ○徐萬使年四十二歲 同 ○李項使年二十七歲 同

○陳引使年三十五歲 同 ○陳成使年三十歲 同 ○蔡陳使年三十一歲 同 ○何奕使年四十歲 同 ○翁皆使年三十歲 同 ○徐光輝年二十二歲 同 ○陳阿西年三十二歲 平湖人 ○許子使年三十九歲 同安人 ○高元開年三十二歲 閩縣人 ○季鷗愛年二十六歲 同安人 ○趙光珍年二十六歲 閩縣人 ○黃天生年三十歲 同安人 ○陳汝標年二十歲 福清人 ○薛大波年二十五歲 同 ○陳宗呂年二十五歲 同 ○林時發年二十七歲 同 ○林宜開年三十二歲 同 ○張諸長年二十五歲 同 ○薛大成年三十歲 同 ○魏將禮年二十歲 同 ○吳得高年五十四歲 同 ○陳理侯年四十歲 同 ○陳賢器年二十八歲 同 ○魏瑞香年三十二歲 同 ○鄭德興年二十九歲 同 ○林寶華年三十四歲 同 ○蘇昂弟年三十八歲 同 ○陳存彩年二十六歲 福清人 ○陳純使年三十六歲 自注、卯二月十一日病故 同安人 ○趙然使年二十九歲 同 ○同愈使年二十六歲 同 ○郭珍使年二十五歲 同 ○周水使年三十五歲 晉江人 ○張標使年二十九歲 同 ○白學使年三十四歲 西安人 ○鄭周恆年四十六歲 閩縣人 ○莊海使年二十六歲 龍溪人 ○徐觀祥年二十七歲 平湖人 ○皂鼎林年三十歲 鄞縣人 ○王昌木年二十八歲 同 ○陳桂用年四十八歲 福清人 ○吳才澄年三十歲 同 ○林我捷年三十八歲 同 ○林元科年四十四歲 同 ○林朝文年三十四歲 同 ○吳服使年二十一歲 晉江人

○鍾三觀年四十歲 平湖人 ○曹大觀年三十三歲 同 ○劉得元年四十八歲 江寧人 ○胡八觀年二十四歲 平湖人 ○炮手 洪尙友年四十歲 同 ○朱天喜年三十八歲 同 ○邵永寧年三十四歲 同 ○張福觀年四十二歲 同 ○張雙喜年二十九歲 同 ○趙正興年三十六歲 同 ○胡長福年三十歲 同 ○隨使吳曉雲年四十歲 吳縣人 ○張松平年五十歲 同 ○宋六年三十歲 同 ○吳陞年三十歲 浙江人 ○密升年三十一歲 同 ○葉明年二十一歲 同 ○黃升年四十歲 同 ○姜曉忠年五十歲 同 ○張元林年二十八歲 自注、卯四月在洋病故 同 ○陳順使同蘇州人 ○魏寶禮年二十一歲 福清人 通船定計八十八人

文化四年卯二月十二日

漂流難船主 王 宗 鼎 印 同 楊 玉 亭 印
財副 孫 均 南 印

王永安號宗鼎別號惺子 唐山職貢
楊承熙號耀文別號玉亭 同
孫大潤號均南別號漁村 唐山監生
以上三人、俱係辨銅官商王、日桂夥計、往貴國
長崎島、貿易辨銅、
衣帽

冬帶 紫貂帽 黑種骨 羊皮帽 素絨帽

冬穿 狐皮袍 同套 羊皮袍 同套
 夏帶 緯帽 及棕纓帽
 夏穿 紗袍 紗套

金源盛船粗細貨冊

通船粗細貨物開後

計開

- 一開源三套一捲 計五十疋
- 一同四袍一捲 計四十疋
- 一同綿纒二捲 計八十疋
- 一源通色嗶嘰四十四箱 計四百二十疋
- 一色大呢九箱 計二十八疋
- 一永金色給八捲 計雙連二百九十四疋、
單連二百十二疋
- 一德和爾八捲 計二百八十八疋
- 一大順紅氈三十捲 計九百條
- 一萬和同十捲 計三百條
- 一番玳瑁二箱 淨重二百六十四斤七合五勺
- 一同二小箱 淨重四十二斤
- 一玳瑁瓜六箱 淨重一百八十五斤
- 一磅砂八箱 淨重一千零四十三斤
- 一象牙一百零四枝 淨重三千二百七十六斤二合五

- 一明礬三百色 共重二萬九千四百斤
- 一暹木二千七百枝 共重四萬五千六百斤
- 一甘松七十八件 共重八千零八十二斤
- 一口茶六十六件 共重七千零七斤
- 一蘇黃三十八件 共重三千七百六十斤
- 一吳茱萸三十五件 共重四千五百五十斤
- 一山歸來一百六十二件 共重二萬一千五百斤
- 一大黃一百八十件 共重二萬五千零九斤
- 一板柱十五件 共重一千八百八十六斤
- 一黃芩一百二十五件 共重一萬五千六百三十七斤
- 一酸棗仁五十四件 共重六千二百零二斤
- 一昨大海二件 共重三百斤
- 一桂枝二十件 共重二千五百八十六斤
- 一銀硃四箱 淨重四百斤
- 一番三盆二百五十色 共重二萬八千二百二十四斤
- 二番泉糖三百五十色 共重三萬九千六百三十三斤
- 一小人參三匣 計重四十兩

一人參鬚二匣 計重十二兩

- 一沉香一箱 計重三十斤
- 一胡蓮十五件 共重一千七百三十斤
- 一蕪蛇六件 共重四百三十二斤
- 一良姜十件 共重九百八十二斤
- 一山奈十件 共重一千零三十四斤
- 一牛膝五件 共重七百一十一斤
- 一蒼朮二十件 共重三千零九百九斤
- 一密陀僧十一件 共重一千三百二十九斤
- 一猪苓三十五件 共重五千二百五十三斤
- 文化四年二月

漂流難船主王 永安印 同 楊玉亭印
 財副 孫均南印

憐漂客

同月廿一日、御代官瀧川小右衛門漂民に詩を贈る、

滄海颶風颯、驚濤激卷天、一身憑斷岸、萬死免深淵、
 西國乾坤遠、東洋日月遷、那知妻與子、絕域送新年、

其二

憐爾漂流客、波濤萬里東、白雲偏見日、滄海只望空、
 骨肉音書絕、故鄉思未通、旅魂愁裡夢、定識逐飛鴻、

欣蒙王使大人頒賜慰弔難人之佳節詩、捧讀之下不
 勝感激、謹此稟謝、
 卯二月二十日

漂流難 船主 王永安印 同 楊玉亭印
 財副 孫均南印 文化丁卯唐船漂著記、

入御の節、御通り掛、御黒書院御勝手、

下總國銚子浦唐船漂著に付、
 取締御用仕舞罷歸候、

御代官 瀧川 小右衛門

同月八日

金一枚 時服二

下總國銚子浦唐船漂著に付、爲取締罷越、歸府に付
 被下之、

右於御右筆部屋縁頼、備前守按するに、老
 上柳營日次記、
 中牧野忠精、申渡之、以

○御用物持渡并入津給牌

享保十乙巳年五月、まきにに牽渡りの唐犬御用になり、
 猶數疋牽渡りを黃哲卿にまきに歸唐せし、蘇達すへしと、
 寧波の船商邵聚文に命せらる、同十二丁未年、寧波の

船主施大典去年命せられし藥種搜求せしか、今に得
ざるにより猶採辨し、重ねて持渡るべき旨言上す、
再度持渡りの事、同十四乙酉年十月、寧波府の商船數艘
今所見なし、同十四乙酉年三月十五日、寧波府の船主鄭朗
入津す、明和七庚寅年三月十五日、寧波府の船主鄭朗
伯に信牌を賜ふ、

享保十乙巳年五月、御用唐犬の儀、言傳遣候に付請
書

前番進上犬四隻内三隻最佳、已充上用、其虎斑毛長
雄犬一隻不堪上用、今又要照此三隻之尖、雌雄相
配、不拘五隻或十隻、着黃哲卿下次帶來、但是比此
三隻、大大些更妙、小者不要縱大、而毛長者亦不要、
今聚回唐、將上諭詳細說、與黃哲卿知道、再來之日
帶來進上、爲此具呈、

享保十年五月日 第二番寧波船財副邵聚文

右和解

先達て差上候唐犬の内三疋は隨分宜候て、御用に
相成候由、虎毛長き男犬一疋は御用に不相立候、右
三疋のことくなる女犬男犬取交、五疋にても十疋
にても、黃哲卿按ずるに、蘇州府の船主なり、重ねて牽渡候様に可申
聞候旨、勿論右三疋の犬より大ぶりなる程は、殊更

能候、小ぶりなるは御用に無之、たどへ大ぶりに
ても、毛長きは是又御用無之段被仰付候趣、私歸唐
仕、黃哲卿再渡の節、牽渡差上候様に委細可申聞
候、依之以書付申上候、

年番唐通事譯之

按ずるに、唐犬また御好かはりて、明年
八月蘇州府の船主施裏亭に仰付らる、
享保十二年丁未年

前年遵依、委帶懸鈎子、在唐山各處尋覓、俱無、故未
會帶來、今典回唐之日、自當用心採辨、下次帶來進
上、爲此具呈、

寧波船主鄭大典以上、和漢寄文、

享保十四己酉年、長崎へ入津唐船積荷物覺、

- 一九番寧波十月廿二日入津
- 白糸千五百斤 大ひさや九百六十端 紋な
- しさや二百端 上白縮緬六百端 大白縮緬
- 三百端 續小白縮緬二百二十五端 大紅縮
- 緬六百端 尺長紅縮緬五十端 續小紅縮緬
- 五十端 續小りんす三百端 白紋三百八十
- 四端 木綿五百端 眞わた四百斤 毛氈
- 二十枚 白砂糖一萬五千斤 水銀四千斤

そく二千九百斤月堂見聞集、

明和七庚寅年三月十五日

樊愈熊

永以爲好

長崎譯司林 特奉鎮臺憲命、爲擇商給牌

葉林劉

貿易、肅清法、紀事照得、爾等唐船通商本國
長者、歷有年所、絡繹不絕、但其來人混雜無稽、
以致奸商、故違禁例、今特限定各港船額、壬辰
年來販船隻内、該寧波港門壹艘所帶貨物、限
定估價約結、信永遠、脱カ伍百兩以通生理、
通商所諭條款、取具船主鄭朗伯親供甘結在案、今
照 合行給照、即與信牌壹張、以爲凭據、進港之
日、驗明牌票、繳訖即收船隻、其無凭者即刻遣
票 脱カ回、爾唐商務必愈加謹飭、儻有違犯條款者、
再給牌票、按例究治、不輕貸、各宜慎之、須
至牌者、

右票給寧波船主鄭朗伯

明和柒年參月拾伍日給

譯司會 同之印

限到

日繳

- 白朮六千八百斤 芍藥二千八百九十斤 甘
- 草四千八百九十斤 めうばん一萬千斤 大
- 人參十一斤 小人參二十三斤 白朮六千斤
- 一十番寧波 十月廿三日入津
- 白糸九百六十斤 大ひさや八十七端 大ひ
- 縮緬千二百九十端 續廣紅縮緬三十端 小
- 人參百四十五斤 白朮八千斤 白砂糖一萬
- 八千斤 山歸來三萬斤 芍藥一萬千斤
- 黃芪六千三百斤 白朮一萬千八百斤 甘草
- 二千八十斤 蜜八千斤 甘松千斤
- 同年入津、按ずるに、入津の月日を脱
- 一十二番寧波
- 白糸八百四十斤 眞綿七百斤 白まかい百
- 八十斤 大白縮緬五百端 大紅縮緬百八十
- 端 續縮緬五百四十端 續小紅縮緬百五十
- 端 續白綸子五百端 白絹五百二十端
- 一十五番寧波
- 人參十六斤 白砂糖二萬二千五百斤 水銀
- 二千百斤 蒼朮二千斤 甘草六千四百斤
- 黑絹三千三百斤 木のみらう五千斤 らう

右和解

樊愈照

長崎の通事林

葉林劉

鎮臺自注、長崎奉行なりの憲命を奉はりて、商を擇ひ牌を給て貿易し、法度をきひしくする事、爾等唐船其本國、自注、日本なり通商年久しく、絡繹として不絶、但其來る者共混雜してまきはしく、奸商故に制禁に背く者あり、今ことに諸國各港の唐船の定數を定めて、壬辰の年に來りし唐船の内、寧波といふ所々より來る船積たる貨物の直段玖千伍百兩、自注、唐の九千五百兩は、日本の九十五貫の高につめて賣買の定めとし、云渡す所の條款を見せて、船主鄭朗伯自注、人親供の甘結をとり證據とす、即信牌一張をおたへて以て原とす、是より唐船長崎に進み來るの日、各唐船の牌票を吟味して、改め終りて即賣買をゆるさん、其證據の信牌なき者は、即刻に遣回さん、爾等唐商とも、隨分と謹みを加へ念を入よ、儻この箇條に違犯の輩には、以來再牌票を給されず、先條によりてきひしく究治して曲事たるへし、決して軽くゆるされず、各こ

れを慎みて信牌をさるへき者也、

右票給寧波船主鄭朗伯

明和七年三月十五日給

譯司

限到 憲教類典、

通航一覽卷之二百二十六終

通航一覽卷之二百二十七

唐國江蘇省蘇州府部二十三

按するに、清一統志に、江蘇省は、東西九百五十里、本邦の里法にして百六十一里六町なり、下に準す、南北千百三十里に距る、東は太倉州の海岸、西は安徽省の和州に接し、南は浙江省嘉江府、北は山東省袁州府に界ふ、禹貢には揚州の域、春秋の時は吳に屬し、戰國には楚の地となる、秦に會稽郡を置、漢の初吳楚二國を置、後分ちて揚州徐州に屬す、後漢猶これに因り、三國の時は揚州吳に屬し、徐州は魏に屬す、晉また二州とし、東晉、揚州を王畿とす、梁の大寶以後、江北盡く齊に入り、陳僅に江南を保ち、また揚州南徐州を置、隋陳を平けて、大業の初、州を改め丹陽、江都、毘陵、吳郡、彭城、東海、下邳等の郡となす、唐の武德中また郡を改て州となし、貞觀の初、江南及び淮南道に屬す、五代楊隆演吳國を建、李昇これを南唐と號す、宋南唐を平けて、江南、淮南二路を分ち、兩浙路に屬す、元には河南江浙行中書省に屬する頃、また明に

いたり金陵とし、都をこの地に定め、應天府と號し、京都と唱ふ、永樂二年都を北平府に移し、北京と號す、正統六年北京を京師となし、應天府を南京と唱へ、即今の江蘇省直隸たり、清にいたり江南省とし、また康熙六年に裂て江蘇府を置、八府三州へ口を治むと、清一統志及び唐土行程記、日本防考略等に記す、異國和解には、南京にナンキイグと旁訓し、またナンクイン、ナンシンとも唱へ、今はキアムニングといひ、波爾杜瓦爾人はエンセアグデナンクイグと呼ぶとあり、其風俗清朝に及びて變革あれども、大抵人物禮儀ありて、婦女子にいたるまで書を讀るはなく、またもとより富饒の地にして、居室衣服等甚た美麗なるよし、唐土行程記、唐山漂民の口書等に見えたり、蘇州府は江蘇省都會の地にして、東西二百二十里、南北二百五十里に距り、東は大倉州、西は常州府の宣興縣に界ひ、南は浙江省の嘉興縣、北は大江にして通州に界ふ、禹貢のちしばしば沿革ありて、隋の開皇中始て蘇州と改め、大業の初また吳州と改め、尋て吳郡とす、唐に蘇州に復し、五代、梁に屬し、宋には蘇州吳郡といひ、明

に蘇州府と改め、南京直隸たり、清に至り江南省治とし、康熙六年江南を裂江蘇省を置て其治とし○脱文カ清一統志に見ゆ、此地の海濱、明の洪武中、備倭臺とて、日本防ぎのため哨堡を構へ、砲臺を築き、兵卒を置たるよし、日本防考略、大清朝野問答にのす、又この府南京中繁華第一の地にして、所々に海港あり、本邦渡來の船も其數多く、みな北京往來の河船にして、その製造底平かにかつ長く、難風の患なきにより、四季ともに渡來して、南京船と稱する是なり、船主命を請て渡來するもの、古は范氏、中頃は王氏、今錢氏等の家なり、外に十二家ありて、是は一己の交易に渡來せり、いづれも蘇州府の人なりと、華夷通商考、落穂雜談一言集等にのす、又肥前國五島よりは、普陀山蘇州府等の地に甚た遠からず、其行路數多の島嶼を経、大洋を乗らすして至るへし、清朝のはしめ、明朝のことく航海嚴重になりし時、南京の商船長崎へ來りしは、大船を普陀山にかくし置、小船にて荷物を運ひて、普陀山より船を出せしなり、其頃南京の獵船に荷物數多積來たり、福州府、漳州府等の大船の中を通り入

津せしに、大船より人出て此方の三板のとき、譯言雜字抄に、杉板或は三板と、舟に、何程の荷物あるべきと笑ひしに、南京人こたへて、船の小さきとても荷物の銀高は、汝等の船をあつめても、此舟には及ふましと笑ひかへす時に、かゝる小船にて大洋を凌ぎ來る事いぶかしと尋ねしかば、海上浪おたやかなる時、島傳ひに心安く渡するを答へしよし、白石私記に見ゆ、華夷通商考に、本邦より海路三百里と記し、華客問答に、順風の時彼港出帆、僅五六日にして長崎に來るとあり、其船路薩摩國河邊郡野間山を目標とし、夫より瓶島、屋久島の間を經、肥後國天草おにき崎を諸國郡村名寄嶼に、この地名所見肥前國長崎に入津せるよし、日本防考略に記せり、持渡る産物は、書籍筆墨紙墨蹟類系綾錦、其外織物金銀箔藥種、并陶器類等なりと、官中要錄、華夷通商考、萬國夢物語等にのせたり、但し前に擧ることく、此省もと江南の地にして、明の時南京と稱し、清朝にいたり江南、江蘇の二省に分つをもて、二省ともに或は南京と書し、また江蘇省治たる蘇州府を江南蘇州府と記せしもあり、すへて南京の商船は蘇州

府より開駕せるよし、華夷通商考に見えたれば、今南京とのみ記して、府名を記さるるものも、概してこの部に收む、

○僧渡來住職

元和九癸亥年、南京の船主等先亡菩提、且乗組の内耶蘇信仰の有無穿鑿のため、さきに渡來せし僧眞圓江西省饒州府の人なり、住持とし、長崎に寺院開基を願ふ、御免ありて伊良林郷の内にて寺地を賜ひ、東明山興福寺を創建し、邪宗穿鑿寺役の肝要たるへき旨を命せらる、これを俗に南京寺と稱す、後如定竺庵等渡來して住職せり

元和九年癸亥年建、唐僧開場、東明山興福寺、禪宗臨濟派、境內五千九十四坪、伊良林郷の内、

一當寺開創の事は、元和六年、唐僧眞圓當表に渡り來り、三ヶ年の間、今の興福寺境内に庵室を結び住居せり、其頃邪宗門御禁制嚴厲なりし時節、日本渡海唐人の内、天主耶蘇教自注、切支丹宗門也を信敬する者混し來るの由風聞專なりし故、南京方の船主共相議し、唐船入津の最初に、天主教を尊信せざるや否の事を、緊しく穿鑿を遂げ、且つ海上往來平安の祈願、又は先亡菩提供養の爲、右眞圓を開基の住持とし

て禪院を創建成したき旨、御奉行所に相願ふの處、免許有て、東明山興福寺を開創し、諸船主共布施奇進縁銀及び香花料を進呈し、佛殿并に船神媽祖堂を造立し、每船持渡る處の佛神の像を不殘寺内に持來らしめ、住持眞圓を始、寺中に役僧を立置、委細可遂吟味旨、第一肝要寺役に被仰付之、市中にて南京寺と稱す、

一毎年三月廿三日、船神天后の祭禮なる故、在津の唐人共出館して、當寺に參詣禮拜する事を免さる、但、以後福濟寺創建有て、三ヶ寺同格となり、毎年三月七月九月、廿三日毎に輪番に媽祖祭有て、在留の唐人參詣をなす、

寛永九壬申年、唐僧如定渡海す、是を第二代に按ず、興福寺の繼住持せしむ、年々諸船主化縁を以て、諸堂塔伽藍山門等全く造營成就せり、以上、長崎志○按ずるに、眞圓如定ともに江西省の人なりと、海濱なき地たるにより、南京船に乗組渡來せしなり、

東明山興福寺、自注、大唐杭州府徑山寺末寺、元和九年建立、開山眞圓、自注、江西省饒州府浮梁縣之人也、元和六年來朝、慶安元年二月十一日寂、在住十二年、

如定自注、江西省建昌府之人也、寬永九年來朝、明曆三十四年十一月廿日寂、在住十年、長崎覺書、

享保八癸卯年、唐僧竺庵渡海、按するに、竺庵の本國所見て姑らく、興福寺第七代の住持と成、長崎紀事、

享保八年、今度南京寺竺庵和尚、長崎に住職に付、持渡り物、

- 甘草千百斤 肉桂四百三十四斤 桂枝二百十斤 縮砂四百十斤 黃芪二百六十斤
 - 大黃三百五十五斤 酸棗仁八百十斤 金蟬百九十七斤 肉蓯蓉三百七十六斤 附子三百十斤 貝母百九十斤
- 此外に絹布織物數多

右は、長崎南京寺に住職の僧渡海に付、唐地にて錢別に寄進仕候藥種也、月堂見聞集、

○御答筋

元祿元戊辰年正月十九日、さきに長崎を歸帆せし南京船對馬國に漂着し、其後長崎にかへりて、普陀山仕出しの由を申す、掬問ありて其偽りなる事を白狀す、享保八癸卯年三月二日、南京船入津す、翌三日町使奉行の密旨を受けて拔買人となり、夜中本船に至りて其

貨物を買得、其後私販の罪を責て渡來を止む、正徳私販嚴禁の令ありしによりてなり、

元祿元戊辰年正月按するに、九月晦日改元なり

南京船頭謝芬如、并客役者水手共御詮議の上申上の和解

私共船の儀、去卯年百三十六番船にて御座候、船頭謝芬如并客役者水手共申上候、今度私共船々來歴に付、昨日各通事衆より詮議被成候節、申上候口書には、十二月廿八日普陀山より出船仕候趣皆々偽申上候、只今從對馬申來段、其紛無御座候に付、實正を不申上候て不叶儀に御座候、私船の儀、實々去十一月廿六日當湊口より致出船、十二月七日に逆風に逢、對馬に漂着仕候て、同十一日に彼所出船仕候得とも、重て出戻り候故、米十五俵并水申請候、此米の儀、當津出船の砌は五十俵所持仕候を、十一月廿四日より十二月十一日迄に、毎日に三俵宛入申候故、殘米少計に罷成候に付、彼所において申請候事、實正に御座候、左候て同十八日に船を乗出候所に、重て惡風に逢、又乘戻り申候て、當辰正月三日に、於彼所水を申請候得とも不被下候に付、無是非

致出船候、同五日に平戸にて瀬の上の船を乗上げ、破船仕申候故、同十五日に長崎に御送り被成候外は、去年薩摩に漂着仕、碇をおろし申候、則薩摩より挽船にて御送被成候、入目并雜用銀として、客荷物代銀十貫五百目三分九厘取遣申候、内薩摩挽船の代に八貫五百七十七分二分四厘、相殘る一貫九百二十二分九厘五厘、御當地において雜用に入申候、依夫客共算用方に付、口々に難題を申候により、若歸唐仕候は、客共官家の訟申、右の漂着の入目可取段可申掛候、左候得は及困窮候、私わきまへ銀無之候に依て、長崎に乗參候て、商賣も仕候て、右客共の銀返濟可仕と存申候、右水飯米申請候儀、對馬より可被仰越共存不申候、私共手前よりは不得申上候、着津の節、王上より御穿鑿被爲成候刻も、自然歸國不仕船と申上候は、逗留も御赦免有之間敷と奉存、有體を不申上候、只今各通事衆より及御詮議に、隱可申様無之、有體之段を申上候、最早我と非理を存當り申候に付、皆々罪科可遁様無御座、尤申分も無御座候、誠に御公儀をわびさき、上をないがしるに仕候事、彌此答難遁候、此上は曾て可申

上様無御座候、王上より如何體に被爲仰付候共、違背申上間敷候、爲其白狀如此御座候、

貞享戊辰年正月日

南京船頭謝芬

客

吳 鵬 遠 如 財副謝 中 馭

程 本 立 德 江 幹 侯 敷

吳 雲 升 般 陸 雲 祥

金 知 九 升 般 陸 雲 祥

陳 楚 王 船公 陳 爾 德 兆 恆

王 君 甫 工社 田 奉 山 王

陸 明 宇

右の通、唐人共申候に付、和解書付差上申候、以上、

辰正月十九日

唐通事

彭城 仁左衛門

林 道 榮

東海 德左衛門

西村 七兵衛

彭城 久兵衛 華夷變態、

柳屋 次左衛門

穎川 藤左衛門

林 仁兵衛

陽 惣右衛門

享保八癸卯年三月

卯一番船主并財副の申渡書付

當三月三日夜半比、其方船湊内に繋居候節、日本人兩人元船の乗移、拔買の儀申掛候處、唐人共得其意、人參并紗綾の切兩品にて、代金百兩餘に賣渡候由、右兩人の者買取候人參等、直に奉行所へ差出、其時の様子一々自訴仕候、則右兩品今眼前に差置爲見之候、箇様に正敷證據有之上は、争に言葉あるへからず候、此上如何様に申争候迎も、其罪顯然たる上は、御國法に可申付候、兼て御國法を可相守旨領掌仕候故を以、信牌を相與へ、通商を差免候處、其約を違候事、誠に奉行所を欺候内存と相聞、其料甚く候、依之船頭財副兩人召出、及僉議候間、此上は謹て其罪を白狀可仕者也、

三月

右翻文

本月初三夜半、汝船泊在河下、適有日本人二人、到汝本船、與汝等商量私貨事、汝等允諾、即將人參及零綯兩種、價直百片餘、貨賣交訖、彼二人者、仍將所買人參等貨、直至鎮府衙門、據實自首、今已兩種私貨現在眼前、有此真贓實據、豈容詭辭巧辯、罪已顯

然、則當以國法從事矣、汝等前者已呈甘結、遵依國法、然後得領信牌通商、而故違其條約、是藐視我國法、是欺鎮府、其罪不亦重乎、因此今召汝船主財副面審、汝等速其服罪、招實供來、

享保八年三月

卯一番船主潘紹文財副陳獻可口書

具口供人壹番南京船主潘紹文、財副陳獻可、本月初三日夜、文等本船泊在河下時、有做私賣事情、王上開知、前日召文等廷審、是晚始末根由、將憲帖訊問、當時稟覆退回、所有口供呈上如左、

一文等本船於正月廿六日唐山開駕、洋中遭遇颶風、本月初二日纔得到港、因是身子困倦更加、次日初三乃上巳、喜慶聚集、開宴喫酒、至夜五點時、文等在官艙裏面、將艙門閉上、熟睡直至天明、所以做私賣的事、兩人絲毫竟不知覺、今日憲諭下來、不勝驚恐、並無一言分辨、文係給領信牌之人、素知國法、通船人衆、屢次分付、今一旦干犯法紀、自覺語塞、定是工社之中、有此做私賣者、一一查究將姓名、開出呈上、懇賜退回此處、且到館內、

一如此懇求、放回館中、感恩不盡、即刻將通船人衆、

盡行查究、工社之中、果有林預公魏法弟王士俊馬三哥陳起龍等五人、將其夜做私賣的事、供招出來、此五人其夜更深未睡、有日本人兩人、從小船上本船後梢、說將現金私買、本係窮人、不合見財起意、因瞞了船主財副、遂引日本人到艙內、此五人聚集、各有所帶人參、湊了五十兩餘并零綯八塊、代金一百三片賣去等情、五人供招出來、其餘通船人衆、更自每人查究、此五人之外、並無此番遇犯黨從、

一此番歹事、文等分辨、不知情由、不肯輕信、允當如此、不敢再有分辨、但洋中困倦、其夜酒醉、兩人熟睡、況文等睡臥官艙、離後梢、遂引日本人之艙、其間約隔四丈路遠、且船上的事、聲息不聞、其夜所爲、絲毫莫聽如此緣由、伏乞鑒察、大施慈悲、感恩不盡、

一此番之事、以上外更無他言可稟、倘前夜歹事、文等知情、日後知道、聽憑處治、甘願受罪、

享保八年三月十五日

第壹番南京船主潘紹文

財副陳獻可同

右和解

口書を以申上候ものは、一番南京船頭潘紹文、財副陳獻可にて御座候、然は當月三日の夜、私共本船湊内に繋り居候節、拔買仕候段被及聞召、一昨日被召出、其夜の始末御書付を以被仰渡、被遂御詮議候に付、其節御答申上候趣、退書付差上候覺、

一私共船は、當正月廿六日唐國出船仕候處、於洋中遭難風、漸今月二日當湊に乘入申候、右の仕合故、殊外身體も疲れ申候、翌三日は爲上巳の祝儀、打寄酒宴仕、夜五ツ時より私共儀は、胴の間船箇の内へ入、内より戸をさし、夜明候迄熟睡仕候故、右拔賣仕候段、兩人共に毛頭不承附候、今日御意を奉承知驚入、一言の申分可仕様も無御座候、信牌を被成御與候私共儀に御座候得は、御國法の儀は兼て奉承知罷在、一船の者共にも精々申付候儀に御座候處、此度犯御法候段、返々絶言語候、定て水主共の内に遂私販候者可有之候間、一々吟味仕、其者の姓名書付可差上候間、此場を御退ひ、一先唐人屋敷に御返し被下候様偏奉願候、

一右の通奉願候に付、圍に御返被下、難有仕合奉存候、早速一船の者共不殘遂吟味候處、水主共の内林

預公魏法弟王士俊馬三哥陳起龍此五人、其夜拔賣仕候由及白狀候、右五人の者、其夜更候迄休不申罷在候處、日本兩人小船より參、本船艦の方に乗移、現金に拔買可仕由申懸候故、元より貧窮の者共にて、財物を見候てより慾心差起り、船頭財副に隠し、日本人を箇の内へ引入、右五人打寄、銘々所持仕候人參取集、五百目餘并紗綾の切八、代金百三兩に賣渡候由、五人共に白狀仕候、相殘一船の者共、猶又一人々々に遂吟味候處、右五人の外、此度の犯科一味の者無御座候、

一此度の惡事、私共不存との申分難被聞召届旨被仰聞、御尤至極奉存候、此上申分仕候にては無御座候得共、右の通洋中よりの疲の上、其夜は酒に吟酔、兩人共熟睡仕、殊に私共臥り候間の船箇と、艦の方日本人を引入候箇とは、其間四丈程隔、船中の儀故、旁物音も聞不申、其夜の様子毛頭不承候、
右の段々被聞召分、被施御慈悲被下候は、難有可奉存候、
一此度の儀に付、右の外可申上儀無御座候、若此以

後前夜の惡事、私共存候様子に被及聞召候は、如何様の罪科にも可被仰付候、

享保八年三月十五日

一番南京 船頭 潘 紹 文 財副 陳 獻 可

風説定役 瀨川四郎左衛門 唐通事目付 西村作平次

同 游 龍 雲 藏

大 小 通 事 和漢寄文、

享保八癸卯年三月二日、一番潘紹文船入津す、爲御試翌三日夜、町使二人拔買人の體に謀り、本船に乗、金子百兩餘相渡し、人參并紗綾買取せ、同十三日御役所に右の船頭財副招呼、賣渡の品を以被遂御僉議の處、其日は上巳の節にて、船頭財副等祝酒に酔臥て、曾て不存知の由、船中に歸、私賣の相手吟味の上、水主五人姓名書出す、此五人の者入牢被仰付、退て船頭財副五人の者渡海御停止被仰付、
長崎志、

○醫師渡來

享保四己亥年三月廿六日、南京船入津す、去歲命せられしに依て、醫師吳載南渡來す、同六辛丑年六月、陳振先渡し來て、長崎近郊の藥草を點檢す、此頃唐山より藥草等御取寄せありしなれば、こゝにまた命によりてなるへし、同十乙巳年六月周岐來來る、同十二丙

午年十月趙淞陽、同十二丁未年六月、馬醫劉經先等渡來せり、

享保四己亥年三月

十二番南京船の唐人共申口

一私共船の儀は、南京の内上海にて仕出し、唐人數四十五人、内一人醫師唐人乘組候て、當二月廿四日彼地出帆仕致渡海候處に、洋中風不順に御座候て、日數を込難儀仕候得共、漸凌渡り、日本の地何國にも船寄せ不申、直に今日入津仕候、上海跡船の儀、數艘渡海の用意仕罷在候間、追々來朝可仕と奉存候、船願李勝先儀は、去年二十九番船より客仕罷渡り候處に、新加の信牌御與被遊候に付、同年四番船に便乞、先達歸唐仕、則右の信牌此度持渡り申候、乘渡りの船は、去々年の四十二番船にて御座候、然は去年李勝先、鐘聖王兩人の、良醫一人連渡候様に被仰付、則兩人にて御申請上候に付、於彼地段々承合候處に、南京の内蘇州にて吳載南と申醫師、去十二月約諾相究置、此度連渡り申候、本より一人連渡り被仰付候に付、鐘聖王へも右吳載南を致約諾置候間、外に才覺に及申間敷由申聞候得共承引不仕、

鐘聖王も當二月、蘇州養濟院に居申候周氏の醫師を約諾仕、追て連渡り申筈に御座候、
右の通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、
亥三月廿六日

享保四年三月渡海

唐 通 事 共崎港、
吳 載 南

同六辛丑年六月渡海

醫師同所 陳 振 先

同十乙巳年六月渡海

醫師同所 周 岐 來

同十一丙午年十月渡海

醫師同所 趙 淞 陽

同十二未年六月渡海

馬醫同所 劉 經 先

大清南京十二省

享保四年三月十六日、江南蘇州府人醫師吳載南渡來、福濟寺に在留、同六月十二日病死、長崎紀事、
享保六年六月、陳振先渡來、近郷山野に出で、藥草見分す、按ずるに、和漢寄文に、この時陳振先、尋求るこゝの藥のせられとも、實に似たれば、こゝに略す、
同十年六月十八日、十四番船より江南蘇州府人醫師周岐來渡來、柳屋次左衛門宅に在留せしめらる、

同十二年五月十一日歸唐、

同十一年十月九日、二十六番船より江南蘇州府人醫師趙淞陽渡來、河間八平治宅に在留せしめらる、同十四年八月廿八日歸唐、長崎實録大成、

○御用物持渡并信牌願等

享保五庚子年二月、伊孚九渡來、嚮に兄伊韜吉に命せられし唐馬を牽渡る、同乙巳年十一月、明朝以前の古畫數帖を摹寫して持渡るへき旨、費替候に命せられ、また沈玉田には書籍持渡を仰付らる、同十一丙午年正月、藥草の事御尋あるにより、費替候はしめ在館の船主等九人、再渡の時、各持渡るへき旨ね御請せり、同八月、また丁益謙、施翼亭等に藥草苗持渡を命せらる、よりにて外國搜求せるをもて、咬啗吧港門臨時の信牌を賜はらむ事を願ふ、施翼亭は唐犬載渡の事をも奉はる、

享保五庚子年

去々戊年、三十一番南京船頭伊韜吉、唐國の良馬牽渡り候様に被仰付候に付、去春南京に罷歸、右の良馬相調申覺悟仕罷在候處に、澤旺阿刺蒲坦と申西韃の部類、朝廷に叛き申由にて、爲征伐人數を被

差向候砌にて、諸省において兵馬を被選候故、調申

儀難成、殊に伊韜吉御當地に馬を乗せ渡り申筈の由、所々にて風聞仕候に付、不任心段々延引に罷成申候、總て武士の外、民間にて軍用の馬自由に相調申儀難成、右の譯を以、南京表にては彌調兼申候に付、浙江の内舟山は海路を隔候故、幸此所の官府に伊韜吉樞機御座候、則此縁を以、去冬乘馬三疋相求申候、尤伊韜吉儀は、無據用事有之、其上病氣に罷在、自身渡海難成、弟伊孚九に伊韜吉信牌を相讓、此度右の乘馬牽渡り申候、

右の通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、
風說 定 役
子二月十一日

唐通事目付
唐通事
商說

享保五年二月、二番伊孚九船より、御詔の唐國牡馬二匹牽渡る、但夜に入本船より馬を卸す、即御用に被差上之、長崎紀事、

享保十乙巳年十一月、明朝以前の名畫寫持渡候儀、費替候御請の書付、

蒙諭委帶、明朝以前之名畫、十家至十四五家、要總

候得は、定て年月を經及延引可申と奉存候、尤私隨分出精仕寫させ候て、相調次第持渡差上可申候、依之以書付申上候、

大通事 彭城藤次右衛門譯

同年

前年承諭委帶、六科錄疏、玉回唐之日、各處尋覓、因係舊跡、近來竟不曾見、所以未及帶來、此番回唐舟行搜訪、下次帶來進上、爲此具呈、

南京船客沈玉田

享保十一丙午年正月、藥種御尋の答、

蒙諭、人參製法、氷片採取之法、自種糖種之始末做法、併委帶各項藥材、俱已知悉、但其中可以帶來者共十種、糖之做法一件、又不能帶來之藥共十七種、外人參氷片不知者、一一開明、并遵依等件、開列于後、

一其原枝人參、人參鬚、折人參、生在遼東山中、其制法土人不肯傳人、所以別省之人皆不知、無處可問、一氷片出產外國、非中華之產、無有知其採取之法、一自種糖蔗之始末做法、回唐詢問詳細、容再來之日報覆、

臨七八十張至一百張内、其畫幅一樣寬大、臨就做成冊頁、每家名畫五六張、若罕有之名畫、即一幅亦不妨、其畫樣山水人物花鳥草虫等、總要照本畫筆勢彩色濃淡墨色、須要酷似各家風儀之別、致臨來畫之總數内彩色七八分、水墨二三分、敢不遵依、但名家古畫係罕有之物、官府富家珍藏、惟恐借來臨畫、勢必延遲歲月、費自當竭力承辦、須俟臨就帶來進上、爲此具呈、

享保十年十一月日 第十四番南京船主費贊侯

右和解

明朝以前の名畫十人より十四五人分筆を、總畫數七八十枚より百枚迄の内、畫幅同様に寫し、折本に仕立持渡可申候、右名畫の内同筆五六枚宛有之様相心得可申候、尤稀なる名畫は、一人一幅にても不苦候、畫の模様は、山水人物花鳥草虫の類、隨分本畫の筆勢彩色濃淡墨色等能似候て、夫々の風儀相わかれば候様に寫取候儀肝要に候、且又總畫數の内、彩色繪は七八分、墨繪は二三分の數に相心得、持渡候様被仰付奉畏候、但名人の古畫は稀に有之候に付、官人并富家に珍藏致し候を、借請候て寫取申儀に

一肉菘蓉易于腐爛、故採取下來、即要醃、要生取晒乾、難以帶來、
 一秦朮鬱金益智密蒙花獨活羌活延胡索胡黃連甘藜牡荊、此十種所產之地、路途甚遠、難以帶來其葉子花根也、
 一肉豆蔻華芩白豆蔻草豆蔻白附子大楓子葉、俱出產外國、非中華之產、難以帶來、
 一白朮蒼朮夏枯草威靈仙砂仁百部草菓大青藜木楓樹葉、其葉貼紙五六張、此十種再來之日、其葉子花根連依帶來、

計開遵依帶來等件

- 一白朮蒼朮 第十四番南京船主費贊侯
- 一威靈仙 第十五番廣南船主董宜叶
- 一藜本 第十七番東京船主翁聖初
- 一大青并糖之做法 第十八番暹羅船主陳憲卿
- 一夏枯草 第十九番寧波船主陳伯威
- 一十部 第二十番寧波船主余一觀
- 一砂仁 第廿四番廣東船主郭裕觀
- 一楓樹葉 第廿五番南京船主沉人長
- 一草菓 第廿八番南京船主丘永泰

享保十一年正月日
右和解

人參製法龍腦取收樣、砂糖草を作り候より、始終の仕方等の儀、并藥種品々持渡可申旨、被仰聞奉承知候、但其内持渡可申もの十種、砂糖作り様の一通り、又持渡りかたき藥種十七種、外に人參龍腦の儀不相知趣、并御請申上候品々、一々左に書付候通に御座候、
 一生根の人參并鬚人參、折人參等、遼東の山中に生し申候、製法の儀、所の者人に傳へ不申、依之他國の者皆存し不申候に付、何方へも相尋申所無御座候、
 一龍腦は外國の出産にて、中華の産にあらず候、取扱様存候者無御座候、
 一砂糖草を作り候より始終の仕方、歸唐の上委細相尋、再渡の節可申上候、
 一肉菘蓉は腐れ安く候故、取候て早速鹽を致し候、生を乾干し候ては難持渡候、
 一秦朮鬱金益智密蒙花獨活羌活延胡索胡黃連甘藜牡荊、此十種出產の地、殊の外遠境にて御座候に付、

葉實花根共に難持渡候、
 一肉豆蔻華芩白豆蔻草豆蔻白附子大楓子葉、いつも外國の出産にて、中華の産にあらず候、故に難持渡候、
 一白朮蒼朮夏枯草威靈仙宿砂百部草菓大青藜本楓樹葉、自注、押葉にいたし、五、六枚木立の繪圖相添、此十種御請申上、再渡の節、葉實花根共に持渡可申候、

御請申上持渡可申品の覺

以下本文に同じ略之、

御用掛大通事
彭城藤次右衛門譯

同年八月、御用藥草苗持渡可申由に付、信牌被下候御請書

前蒙諭、採辦二十八種上用藥草苗子、俱係外國、或產于唐山遙遠之地、誠恐遲延歲月、一時不能採辦、自當盡心帶來、五般船主業已遵依、今復蒙諭、此藥草苗一定、明年内帶來、謙等敢不遵依、因爲及期早來、給賜臨時信牌、感激不淺、但此藥草苗、或在外國、或在遠方採辦、故賜謙等二人咬嚼吧港門信牌各一張、庶得倍加用心、將二十八種、每人各分十四種、各人專心採辦、揀選良品、明年内帶來進上、倘所帶

不善、不堪上用、或託難以採辦、因不帶來、止載貨物即行遣回、謙等敢不遵依、若帶不善之種、或託難以採辦、因不帶來、止載貨物任憑遣回、爲此具呈、
 享保十一年八月日 第七番南京船主丁益謙
 第八番南京船主施翼亭

右和解

最前被仰渡候二十八種御用藥草苗并實、相調候儀、何れも外國又は唐國遠方の出產にて、年月を經、急には相調間敷候得共、隨分心掛持渡可申之由、五艘の船主先達て御請申上候、然處右藥草苗、何卒明年中に儘に持渡候様重て被仰付、私共奉畏候、就夫早々渡來候ため、臨時の信牌御與へ可被遊の旨、難有奉存候、但此藥草苗、外國又は遠方より相調申儀に候得は、咬嚼吧港の信牌を、私共兩人に一枚宛御與へ被下候様に希候、左候は、彌出精仕、右二十八種を分、十四種宛銘々相調、何れも宜きを相撰み候て、明年中に持渡差上可申候、尤持渡候ても、不宣候て御用に不立品歟、又は難相調由にて不持渡、荷物計積渡候は、積戻可被仰付の旨奉知奉畏候、若右の通不宜品持渡候歟、難相調由にて不持

渡、荷物計積渡候は、積戻可被仰付候、依之以書付申上候、

譯者 彭城藤次右衛門

同年同月、唐犬の儀重て申渡候御請書、
蒙諭、前番黃哲卿帶來犬四隻内三隻最佳、已充上用、其虎斑手長雄犬不佳、不堪上用、前諭如此、因有錯誤、今復諭、四隻之内有毛長雄雌二隻不佳、餘雄雌隻最佳、但其不佳者亦不因毛長、總之形狀不好又不合式、其餘兩隻看來、生成種類各別、骨格壯大又合式、其雌犬更佳、照此二隻好犬、不拘五隻十隻、傳達黃哲卿、再來之日帶來、敢不遵依、異回唐自當將黃哲卿再來之日、照雄雌佳犬、帶來進上等語、
詳細說與知道、爲此具呈、
享保十一年八月日 第八番南京船主施翼亭

右和解

先達て黃哲卿牽渡候唐犬四疋の内三疋は宜敷、御用に相立候、虎毛の毛長き雄犬は惡敷御用に不相立候段、最前被仰渡候處、按ずるに、前年浙江省寧波府の商右民部聚文に仰付られしなり、のあや相違にて、四疋の内毛の長き男犬女犬二疋有之候、此二疋は惡敷、殘二疋の男犬女犬は宜敷、

但毛長き故惡敷と申にても無之、總躰のかつこう共に惡敷候、殘二疋は生得の種類違候と相見え、骨太く其上かつこうも宜、殊に女犬の生れ付別て宜敷候間、此二疋の様成宜犬を五疋にても十疋にても、再渡の節牽渡り候様に、黃哲卿へ可申達の旨今度被仰付奉畏候、私歸唐仕、黃哲卿再渡の節、右通りの宜敷男犬女犬牽渡差上候様に、委細可申聞候、依之以書付申上候、
御用掛大連事
彭城藤次右衛門譯

享保十一年九月

煮烏糖法

蔗有二種、一名甘蔗、一名竹蔗、煮糖竹蔗爲主、甘蔗有之、種蔗在於二月、取蔗尾插在地中、用糞水灌三次之、種蔗在於二月、長有六七尺、砍來用石車、使牛拖牽四次、待至十月、約計蔗汁二百觔、用蠟殼灰夾出蔗汁、將汁放鍋中、約計蔗汁二百觔、直至熟、三四兩、同蔗汁煮濃、用銅清匙、去其泥渣、直至熟、鍋中糖若濃出、恐滿於鍋外、用麻油渣一滴即止、鍋中糖已熟、取糖些少放冷水中、其糖堅凝爲度、一齊取起放在竹篾中、用木刀按數次、就如沙頭、火去已冷、即爲烏糖、

煮白糖法

將蔗汁放在鍋中、約計二百觔、用蠟殼灰三四兩、同蔗汁煮濃、用銅清匙、去其泥渣、煮至數濃、將汁取起放在木桶中、俾渣煮沉於桶底、桶下半截、開兩個眼、用木門塞住、拔去木門、清汁流入鍋中、再將上面清汁、煮至一日、又將汁取起放在木桶中、俾渣泥沉於桶底、桶下半截、開兩個眼、用木門塞住、拔去木門、清汁流入鍋中、又將上面清汁再煮、鍋中糖已滾浮滿出、用麻油渣些少一滴即止、煮至三廿、取起糖二十觔、放在糖漏中、用鐵鐵周圍攪下數次、其餘鍋中糖、煮至四廿、取起三十觔、放在糖漏中、再攪下數次、又將鍋中糖、煮至五廿、取些少糖滴於冷水中、其糖堅如龍眼肉爲度、一齊取起膝滿糖漏中、復用鐵鐵攪下至數次、糖如沙頭、方歇遲至十餘天、糖已冷堅凝、將糖漏底下塞住拔去、令其糖水滴下、略盡用爛泥十餘觔、蓋於漏面上、又有糖水滴下、待至泥堅、將泥取去其糖略白、又用爛泥十餘觔、蓋於漏面上、又有糖水滴下、待至泥堅、將泥取去其糖即白、後將漏中糖、取出晒乾、是爲白糖、
一二廿似飯湯、三廿似米漿、四廿似麥芽膏、五廿糖

下冷水已堅凝、

一糖漏乃圓磁器、高有二尺三四寸、上大有一尺五寸、順下小至三四寸、下留一孔二寸、可以出水、放糖時、將孔塞住、方不漏出、待至糖堅、拔去塞住、自出糖水、
一石車樣式、再來之日、以木頭作、就帶來、
一鐵鐵樣式、再來之日、以木頭作、就帶來、
一、水糖三盆糖、煮法不知甚詳、回唐日細細訪問、再來具呈、

一十二月砍蔗尾長一尺、浸於水中五六日、取起埋埋沙中、至二三月自能發芽生根、挖出插於菜園中、一芽發起有尺餘、用糞水灌一次、至四月糞水灌一次、五月灌一次、六月灌一次、有草灰放在蔗根邊更妙、天時早、不時灌水更佳、
享保十一年九月日 第六番厦門船主李大衡

右和解

黑砂糖を作る法
一蔗に兩種あり、一名は甘蔗、一名は竹蔗とい砂糖に煮には、竹蔗を上とし甘蔗を次とす、蔗月に植、蔗の末を地にさし、こやしに糞水をか

事三四度にして、十月に至り高さ六七尺になるを刈取て、石車を牛に引せ、蔗の汁をしめ出し、右の汁を鍋に入れ、凡蔗の汁二百斤に、石花のからの灰を三四十目ほど蔗の汁に入、一同に煮申候、銅の細杓子を以蔗粕などをすくひ去り煮候事、熟するに至り、鍋の内の砂糖若煮沸き上り、鍋より外にこぼれ出るとき、胡麻油のかすを少はかりおとし入るれば、則おさまるなり、鍋の内の砂糖既に熟し候は、砂糖を少し取水におとし入、其砂糖のかたまるを期とし、一同に取上げ簸に入置、木刀を以數度はをませれば砂のごとくなる、火氣をさまし冷へ候て後、砂糖と成申候、

白砂糖を作る法

一蔗の汁鍋に入、凡二百斤程に、石花のからの灰を三四十目を以蔗の汁に入、一同に煮わかし、銅の細杓子をもつてちりかすをすくひさり、數度煮へ上るに至て、蔗の汁を取あげ桶にうつし入、ちりかすを桶底にしつめ、桶の半より下に穴を二つ明け、木のせんを以ふさき置、木のせむをぬきとれば、清汁鍋の内に流れ入、又上の清き汁を取て煮て二甘

に至り、又汁を取上桶に入、ちりかすを沈め、桶の中半より下に穴を二つあけ、木のせんを以ふさき置、木のせんをぬきとれば、清汁鍋の内へ流入る、又上の清き汁を取て再び煮、鍋の内の砂糖、煮へ沸あかりこぼれ出れば、胡麻油のかす少計おとし入るればかたまるなり、煮て三甘に至れば、砂糖二十斤を取あげ、糖漏の内に入、鐵鐵にて周圍を數度つきあさり、その餘の鍋の砂糖煮て四甘に至れば、三十斤をとりあけ糖漏の内に入、又數度つきあさり、又相殘る鍋の砂糖煮て五甘に至る、砂糖少とりて水におとし入は、砂糖のかたき事龍眼肉のごとくなるを期とし、一同に取あげ、糖漏の内に入、また鐵鐵を以數度つきあされは、砂糖すなの如くなるを仕上とし、十日餘も經、砂糖既にひえ堅くかたまり候節、糖漏の底をふさき置、せんを取、砂糖水をした、れ出し、凡煎候時、じゆる土を十斤程糖漏の上に覆ひ置は、又砂糖水した、れ出るに、土の如くなるを待て土をとり去れば、砂糖少し白く成、又じゆる土を十斤ほど糖漏の上に覆ひ置は、又砂糖水した、れ出る、土の堅くなるを待ち土を取、

されは、砂糖則白くなる、其後糖漏の内の砂糖を取出し、干乾し候へは白砂糖に成申候、

一二甘は飯のとりゆのごとし、三甘は米ののりの如し、四甘は地黄煎のごとし、五甘は水におとしにかたまるをいふなり、

一糖漏、右は丸き燒物器にて、高さ二尺三四寸あり、上の大き一尺五寸ありて、下ほそりにして三四寸ある底に、二寸の穴をあけ、水の出る様にいたし置候、砂糖を入れる時穴をふさげは、漏出る砂糖の堅くなるに及て、ふさき置るせんを抜取は、砂糖おのつから出るなり、

一石車の形、再渡の節木にて拵持渡可申候、

一鐵鐵の形、再渡の節木にて拵持渡可申候、

一水砂糖三盆砂糖の作り様、委細存不申候、歸唐の節委く尋承り、再渡の節可申上候、
以上、和漢寄文○按始末、この年正月南京の船主をばしめ、在崎の船主をも、甘蔗製作用のこい、附した、また廣東の船主より呈せしなるへければ、便覽のためたり甘蔗製法を見聞せし説なれば、こも又左に出す、

寛政二庚戌年六月
 記自廣東東還人言事、按するに、陸奧國南部松前の漂民なり、
 田地種甘蔗蕃諸殆遍、蔗苗長六尺許、莖大如稷幹、

八九月採莖剥皮咀嚼、甘漿滿口、近根處尤甜、近梢味漸薄、製糖之法、不知其始煎之法、見已成糖者赭黑色、大槽盛水、將糖入内攪泥、待澄定逼水去、更入甕中、其甕底細孔數道、漏瀝水即成潔白糖、然後以細筠爲籠、苞貯買諸四方、其壓搾蔗莖、棄地狼藉、
自注、視葉地之莖、長不過三四寸、似剪莖入槽、木石鑿者、大抵糖霜每一斤、值乾隆錢八文、貴時不過九文、刈蔗以八九月十月、因種之早晚、十月者味更濃、至秋後見有葉枯莖存者、廣東少霜雪、蔗至十月猶在壠畝、故甘蔗液充熟云、
近聞寓筆、